

唐代における官蔭入仕について

——衛官コースを中心として——

愛 宕 元

はじめに

一 衛官について

(a) 三衛

(b) 千牛

(c) 進馬

(d) 齋郎

二 官蔭出身と貢舉出身

三 衛官と冒蔭

四 學館への冒蔭入學

結語

はじめに

唐の官制は官品令と職員令の規定でその組織、機能を概観できる。唐律がほぼ完全な形で現在に傳わるのに對して、唐令は散佚して傳わらないが、仁井田陞博士の『唐令拾遺』によってその大體の内容は知ることができる。それによれば、唐令は全體で二十七篇目が立てられているうち（開元令）、官品令と職員令の二篇目だけで全體の $\frac{1}{4}$ 以上を占め、唐朝の官僚體制がいかにその國家支配に大きな比重を占めていたかがわかる。直接的な官僚機構の規定である官品令、職員令の

外、學令や選舉令は官僚豫備軍についての規定と見なすことができるし、その他、ほとんど全ての唐令の篇目がなんらかの意味で官僚機構との關連性をもっていた。諸令によって規定された官僚機構の人的要素、すなわち官僚には嚴密な資格審査を経て、はじめて任用されることになっていた。官僚機構は流内官、流外官、雜任から構成される。流内官は品官とも呼ばれ、諸々の特權を附與されて、嚴密な意味での「官」であって社會的支配層に位置した。流内官も五品以上と六品以下とでは附與される特權に一線が畫されていた。流外官、雜任は官僚機構の底邊にあって、行政上の實務一般を擔當するものであった。流外以下は吏、胥吏、職掌人、雜色人などの呼稱で唐代の諸文獻には見えるが、要するに「官」とは明確に區別された「吏」部分を構成したのである。このうち、流外官は流内官への昇進の途があり、入流と稱するものである。唐代盛期における官吏定員の總數約三十七萬員のうち、九十五パーセントという壓迫的多數を占めるのがこの「吏」であり、流外官はその最上位に位置したのである。したがって、残り五パーセントというきわめて少數が流内官、すなわち「官」であり、その任用には嚴しい審査を必要とすることは當然であった。官として採用されるためには、その前段階としてしるべき任官資格がなければならなかった。任官資格を有していれば、品階が與えられ（出身階）、そこではじめて吏部が行う職事官任用審査に加えられるのである。その資格とは次の五種である。

封爵 嗣王・郡王（出身階從四品下）……↓縣男（同從七品下）

親戚 駙馬都尉（同從五品下）……↓縣主子（同從八品上）

勳庸 上柱國（同正六品上）……↓雲騎尉・武騎尉（從九品上）

資蔭 一品子（正七品上）……↓勳官柱國子（同從九品下）

秀孝 秀才科上上第及第（同正八品上）……↓進士科乙第・明法科乙第・明書・明算及第（同從九品下）^⑨

以上の五種のいずれかの資格を少なくとも一つを有さねば、職事官ポストにつくことは不可能であった。ここで注目すべき點として、明經・進士など貢舉出身者の出身階が最も低く抑えられていたことである。隋以來、官吏登用の方途として

貢舉（科擧）制が實施され、能力主義による官僚化の道が開かれたとは云うものの、いまだ家格等を重視する貴族主義的な身分制が唐の官制の基調をなしている。^③後に言及するが、前半期にあつては、貢舉出身者の官界に占める比重ははなはだ小さいものであつた。

さて、出身階について、舊唐書卷四十二職官志上にはより具體的に次のように記す。

有唐已來、出身入仕する者、令に著せり。秀才・明經・進士・明法・（明）書・（明）算有り。其の次は流外を以て入流す。若し門資を以て入仕すれば、則ち先ず親・勳・翊衛を授くること六番、文武の簡の選に入るの例に隨う。又、齋郎・品子・勳官及び五等の封爵・屯官の屬有り。亦、番第し同に揀選を許す。

さて問題は右に引用した舊志記事の蔭に關する部分である。蔭によつて出身資格を得る場合、まず親衛・勳衛・翊衛に補せられ、交代勤務に服することが必要なのである。顧炎武が「（漢）宿衛の選、重しと謂う可し。（中略）唐、三衛・五府を爲る。品官の子弟を以てし、父兄をして任保せしめ、而る後、之に處らしむ。亦、古の遺制なり」と述べる三衛がそれである。唐代官制における蔭に基づく官僚化の準備段階である、三衛を中心とした衛官コースについて、蔭による出身入仕が相對的に評價を低下させていく過程を跡附けながら、後半以降、唐末に至る唐代社會の變質との關連からこの問題を考察してみようと思ふ。

一 衛官について

衛官は、皇帝や皇太子、親王等の身邊及び宮殿の警備、さらに諸儀式における儀仗要員などの任務に交代で當るものであつた。したがつて氏素姓の明らかな高級官僚を祖ないし父にもつ官僚貴族の子弟の中から選拔された榮あるエリートであつた。と同時に衛官は制度的には五品以上の官僚の子・孫が官蔭の特權を行使して出身資格を得る場合の、流内職事官ポストに正式に任ぜられる前の準備期間としての性格をもつたものであつた。同様に官蔭による出身資格を得る別なルー

トとして、弘文館・崇文館及び國子監六學があるが、こちらは正式任官前の修學期間と見なすことができる。

さて、衛官に屬するポストを舊唐書卷四十二職官志上の官品一覽表から抜き出すと次のようかなり多くのものとなる。^⑤

正六品上 親・勳・翊衛校尉

正六品下 千牛備身 備身左右

從六品上 左右監門衛校尉 親・勳・翊衛旅帥

從六品下 親王府校尉

正七品上 太子千牛 親・勳・翊衛隊正 同副隊正 親・衛

正七品下 殿中省進馬 (太子僕寺進馬)^⑥

從七品上 左右監門衛直長 勳・衛 太子親・衛

從七品下 太子左右監門衛直長 親王府旅帥 諸折衝府校尉

正八品上 翊・衛 太子勳・衛 親王府執仗親事 同執乘親事

正八品下 備身

從八品上 太子翊・衛 諸折衝府旅帥

從八品下 太子備身 親王府隊正

正九品下 諸折衝府隊正

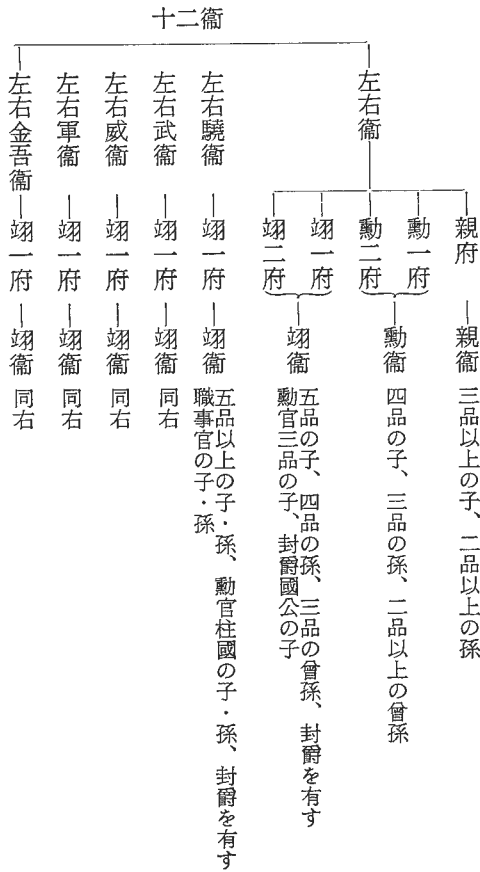
從九品下 親王府隊副 諸折衝府隊副

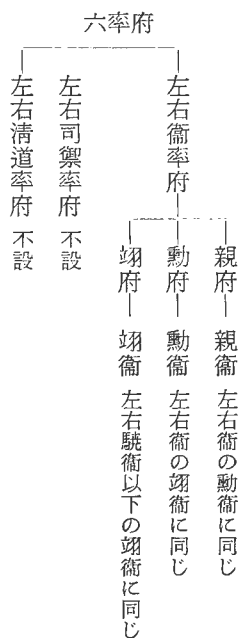
以上のように衛官は流内官品にそれぞれランク附けされているが、あくまで正式任官前の準備段階でのポストであり、通典卷四十に記載されている開元二十五年(七三七)の官員總數の分類でも流内職官や散官とは區別して、職掌人の内

に数えている。これら衛官ポストのなかで、その中心的な三衛、千牛、進馬について、まず制度上から明らかにしておく。

(a) 三 衛

唐朝の禁軍を構成する左右十二衛、左右六率府には六百近い全国の折衝府が、多きは六十府から少なきは三府まで、それぞれいづれかに属し、府兵が統轄されていた。一方、この府兵とは指揮系統を異にする、中郎將に統べられた三衛の府が、十二衛と六率府の一部に所属した。配備と入衛資格は左記のとおりである。





左右衛と左右衛率府の親・勳・翊衛、および左右驍衛以下十衛の翊衛を總じて三衛と稱し、定員は四千九百六十三員^⑤である。京師に近い京兆府、河南府、蒲州、同州、華州、岐州、陝州、懷州、汝州、鄭州を本貫とする者は、京師までの距離によって定められた期間を交代で勤務し、皇帝、皇太子等の警護や儀仗の任に當る。以上以外の他の地方を本貫とする場合は規定の錢を納入（納資）することで上番義務は免除される。勤務期間は、左右衛の三衛が五考で、以下諸衛の翊衛は八考である。この期間を無事勤め終えれば、兵部の校試を経て、吏部が行う職事官銓衡に参加する資格が與えられるのである^⑥。兵部の校試に落第しても、先に掲げた多くの衛官中の主帥、校尉、直長等のポストに附く可能性は保障されていた。しかし、合格者が三衛出身として吏部銓に参加することが出来、所定の昇進コースを歩むのに比して、一種の武官職としての衛官内の昇進が期待できるだけであった^⑦。太平廣記卷三二一張固藏の條に見える裴某なる人物は五十三歳にしてなお三衛であったというから、恐らくこのような存在であったものであろう^⑧。

唐代前期の時代相を知る上で貴重な材料である張鷟の判文から三衛に關するものをつ取り擧げておこう。天子の巡幸に際して、直訴しようと飛び出し三衛の警護隊列に阻まれ、その際に翊衛張忠に右臂を切り落された人物がその過剰警備の不當性を告訴する事件を想定し、その對に「張忠、家は積閥を承け、業は良弓を盛んにす。大樹の榮無くんば非ず。實に小棠の蔭有り。云々^⑨」と見え、家柄を背景とした官僚貴族の子弟から選拔された三衛が、皇帝側近の警備という榮光の

任に當るといふ、エリート視された三衛の地位に對する當時の意識の反映を認めることができるであろう。唐人の墓誌類を見れば、親・勳・翊衛出身、あるいは三衛出身などと云う外に、「宿衛出身」、「東宮衛佐」、「宿衛騎」などの表現で、官蔭入仕者の三衛コース經由を多く見出すことができる。

(b) 千 牛

右に見た左右十二衛、左右六率府のほかに、いわば皇宮警察とでも云うべき諸衛があった。宮殿諸門を管理し警備する左右監門衛、皇帝の宿衛侍從に當る左右千牛衛、東宮の諸門を管理警備する太子左右監門率府、皇太子の宿衛侍從に當る太子左右內率府がそれである。これら諸衛には折衝府は全く屬さず、親・勳・翊衛の三衛も置かれていなかった。これら諸衛のうち、左右千牛衛に千牛備身十二員、備身左右十二員、備身一百員が配備され、太子左右內率府に太子千牛十六員、太子備身二十八員が配備されていた。^④常に皇帝、皇太子の左右にあって、きわめて身近かの護衛がその任務であり、前述の三衛より高位に位置する衛官である。したがって、その選拔対象は高蔭資格のある者に限られ、衛官中の最高のエリートであった。すなわち、職事官三品以上の子・孫、職事官四品中の清官である三省六部の侍郎ないし太子左右庶子の子に限られ、さらに形貌が端正で武藝に長ずる者という條件を満たさねばならなかった。左右衛の三衛と同じく五考を経、吏部銓に参加する資格を與えられ、職事官ポストにつくものである。^⑤墓誌類に千牛を経て任官している例は数多く見える。例えば、唐初の元勳于志寧の孫大猷は左千牛備身から梓州參軍事に任官しているし、^⑥魏徵の子叔瑜も左千牛備身から洛州司兵參軍に任官している。^⑦ともに祖・父の官蔭を用いたものである。

(c) 進 馬

進馬は殿中省と太子僕寺の二部局に置かれ、^⑧殿中省進馬は六員、太子僕寺進馬は十一員である。^⑨儀仗等における馬を統

御するのがその任務である。左右衛の三衛に補せられている者のなかから、容貌の端正な者が選抜されて進馬に任ぜられ、三交代勤務に服した。五考で兵部の校試を受け、吏部銓に送られることは、千牛の場合と全く同様である。⁹⁾ 元和期の宰相李絳の子璆は、父の蔭によって進(路)馬を経て太常協律郎で起家しているし、¹⁰⁾ 盧國公博州刺史を父とする權懷恩はその官蔭により太子(僕寺)進馬によって出身階を得ている。¹¹⁾ また權德輿の孫は太子僕寺進馬で出仕したが、夭逝している。¹²⁾

(d) 齋郎

右に三衛、千牛、進馬等という主たる衛官について制度的に概述した。これら衛官とは職務内容は異なるものの、やはり官蔭出仕者が正規の職事官ポストにつくまえに、その準備段階として一定期間の勤務終了後に出身階が與えられるものとして前掲舊志に見えた齋郎がある。「唐制、禮部の簡試せる太廟齋郎・郊社齋郎、文資なり。兵部の簡試せる千牛備身及び太子千牛、武資なり」と云われる如く、衛官たる千牛と文武の差こそあれ、全く同様な官蔭者の入仕のルートなのである。さて、齋郎の職務であるが、郊祭や廟祭といった國家的な祭禮儀式の際や常時の祭場の諸事雜用を掌るものである。太廟齋郎は長安・洛陽に各一百三十員づつ、郊社齋郎も兩京に各一百一十員づつ置かれ、ともに太常寺の管轄下にあった。¹³⁾ 齋郎に補せられるための資格は、太廟齋郎には五品以上の子・孫、または六品の清官の子、郊社齋郎には六品の子という官蔭が必要とされ、それら官蔭資格を有する者のうちから、身體壯健、容貌端正な十五歳以上二十歳以下の若者を選抜して充てることになっていた。太廟齋郎は六考、郊社齋郎は八考の番上勤務を終了すれば禮部試を経て、吏部銓への参加資格が與えられた。¹⁴⁾ 國家の祭祀や慶事の際に發せられる敕令や德音に、三衛など衛官と並記されて勤務期間の短縮の恩典に浴する對象としてしばしば齋郎の名を見出すことができる。また唐人文集や石刻類に「齋郎出身」、「齋郎及第」、「齋郎常選」の如き表現で、官蔭出仕者が齋郎を経て出身階を得ている例をいくらか見出すことができる。¹⁵⁾

二 官蔭出身と貢舉出身

唐代前期における官僚化の一般的傾向としては、祖・父の官蔭に基づくものと、流外官からの入流が大多数を占め、明經、進士等といった科目の試験を経るところの貢舉によって出身階を得て官界入りする者は決して主流ではなかった。「吏部、比來、人を取るに傷多く、且つ濫たり。毎年入流の數、千四百人を過ぐ。是れ傷多し。雜色人を簡せず、即ち官に注す。是れ傷濫なり。」雜色解文・三衛・内外行署・内外番官・親事帳内品子任雜掌・伎術・直司書手・兵部品子・兵部散官勳官・記室及功曹參軍・檢校官・屯副・驛長・校尉・牧長。經學・時務等、雜色人に比して、三分して其の一に居らず。云々という顯慶初め（六五六）の黃門侍郎劉祥道による有名な言がその狀況をよく示している。③内外行署（中央・地方の官庁勤務の流外事務官）、内外番官（同交代勤務の流外官）等の流外・雜任や勳官とともに三衛も雜色人と總稱され、吏部銓に殺到する結果、毎年千四百人以上が流内の品官ポストを得るというのであるから、毎年の入流數は流内定員の一割近い大きな比率となる。とすれば、明經・進士等の科目に合格した貢舉出身者が吏部銓を経て流内官ポストを得る比率は前者に比して當然小さくならざるを得ないであろう。すなわち、この時期七世紀中葉には三分の一以下という低い比率であったのである。流外からの入流とともに、官蔭保持者が三衛に代表される衛官コース經由で大量に流内官ポストについている。貢舉出身者よりはるかに有利な官僚化への途が官蔭による者には開かれているという事實は、いうまでもなく、士庶の區別を嚴密にするという身分制的な唐の官制の原理に基づくものである。かような官蔭入仕者に對する優遇は、中期に至っても依然として有効に機能しているようである。將仕郎・守太子校書郎の王冷然が開元十一年（七三三）に時の宰相張說にさし出した上書には、衛官出身と貢舉出身との出身階を得る上での差違がはっきりとあることが指摘されている。

凡そ校書・正字は一例に畿に入るを得ず。相公曾って此の職と爲る。貞觀已來の故事に見ゆ。今の吏部侍郎楊滔、眼は字を識らず、心は賢を好まず。我が清司を蕪穢し、我が舊貫を改張す。去年（開元十年）冬、奏請すらく、自今已

後、官は内外と無く、一例に畿に入るを得ずと。即ち知る、正字・校書は一郷の縣尉に如かず。明經・進士は三衛出身に如かざるを。(唐摭言卷六)

初任官のポストとしては、正字(太子司經局從九品下 秘書省正九品下)や、校書郎(弘文館從九品上 崇文館從九品下)は最下級の地方官たる縣尉(京縣從八品下 畿縣正九品下 上縣從九品上 中下縣從九品下)の下位に置かれた。吏部銓への参加資格である出身階としては、貢舉出身よりも官蔭によって三衛に籍を置く者が優遇的な立場にあるのである。官蔭の背景をもたず、自らの才學によって禮部試の難關を突破し、太子校書郎として官界入りした王泠然^④にしてみれば、官蔭によって三衛などの衛官コースから易易として吏部銓参加の資格を與えられる存在はきわめて不合理なものと思えたに相違ない。官蔭の制度上の優遇に對する、貢舉出身者の強い自負に裏うちされた不滿の表明が、この頃から次第に顯在化してくることは注目せねばならないであろう。そして、後期になると、進士及第によって出身階を獲得した後、初任官として校書郎となり、畿縣尉↓監察御史↓拾遺↓員外郎↓中書舍人↓中書侍郎という昇進コースを経るものが最高のエリート・コースと見なされるようになる。所謂八儔コースと呼ばれるものである^⑤。しかし、少なくとも開元期においては、いまだ貢舉出身は衛官コース、とくに三衛などの官蔭利用者の下位に位置づけられていたことは右の王泠然の言からも明らかであろう。

ところで、官蔭による者は、ただその特權のみで衛官となり、所定期間の勤務を終了するだけであまりに安易に出身階を得ることが可能であって、無能なものにまで品官を與えることにはしないかとの批判的意見が、一方では早くから出ているのである。垂拱中(六八五—八八)に納言(侍中)の魏玄同がこの點を指摘して、「弘文・崇賢の生、千牛・輦脚の徒、試を課すること既に淺ければ、藝能も亦た薄し。(中略)少ければ則ち業を受け、長ずれば出仕す。並びに德に由りて進み、必ず才を以て升る。然る後、以て用に利し王に賓し、家を移し國に事う可し。少くして仕うれば、則ち學廢せられ、試を輕くすれば、則ち才無し。(中略)又、勳官・三衛・流外の徒、州縣の擧ぐるを待たず、直ちに之を書判に取る。恐るらくは、德行を先にして言才を後にするの義に非ざるなり」(通典卷十七選舉五)という。門下省に屬する弘文館

と東宮の崇賢館^③は、國子監六學の上位にあつて學館コース最高の機關であり、皇族や三品以上の高級官僚貴族の子弟みに門戸が開かれていた。この兩館生徒とともに、やはり高い官蔭を必要とする衛官の一つ千牛などに補せられている者が、十分な徳行も才業もなくきわめて簡単な校試を形通り経るのみで出身階を與えられる。また、三衛も規定期間を大過なく勤め終れば、吏部の職事官銓衡に参加できるのである。このように、衛官は官蔭という特權を有する者にとつて、きわめて容易な官僚化のルートであり、官僚豫備軍の大きな部分を構成していた。それ故にこそ、劉祥道の言のごとく、明經・進士等の貢舉出身者が實際に職事官ポストを得る比率が全體の三分の一にも満たないという状態であつたのである。

確かに衛官コースは官蔭を有する者を優遇する制度であり、容易な官僚化を保障したものであつた。しかし、すでに述べたように形式的な校試をするだけで、彼等の學才能力に對しては不安がもたれていた。有能な人材を嚴しい試験で選抜する貢舉制度が一方では實施され、いまだ少數とはいえ官界に進出しつつある下では、古典的教養や文學的才能などの諸面において衛官コースに籍をおく者は數等劣ることは當然であらう。このようないわば質の面における差違は自ずと社會的評價ともなつてくる。貢舉による官吏登用法が初めて施行された隋代においてすら、早くもこのような評價の差違が存在していた。隋末の大動亂期に一時は天下に覇をとる程の勢力を擁した李密は、大業年間（六〇五—一七）に左親衛・東宮千牛備身として官界への第一歩を踏み出した。上柱國・蒲山郡公という勳爵をもつ父寬の蔭によつたものである。左親衛として三衛入りし、高蔭のために東宮の千牛備身に選拔されたと考えられる。ところが、時の權臣宇文述の「弟の聰令此くの如し。當に才學を以て官を取るべし。三衛は叢脞にして、賢を養うの所には非ず」という忠告に發憤して勉學に専念し、才學で身を立てる決意をしたと云われる^④。三衛とは叢脞、すなわち小人の集まりにすぎず、秀れた才能ある者が居るべきところではない。その才學によつて貢舉の試験に及第して官を得べきであらうというのは、とりもなおさず、官蔭に基づく衛官コースと個人的能力に基づく貢舉出身との間に一つの區別を認めたものに他ならない。

中唐期の有名な詩人韋應物は最初官蔭によつて三衛に補せられるが、酒色や賭博など放蕩無法のふるまいが多く、官憲

ににらまれるような存在であつた。しかし皇帝親衛隊である三衛のため官憲も手出しが出来なかつたという。天寶十五載（七五六）、安祿山の亂が勃發し、玄宗が四川に蒙塵するといふ混亂期に三衛はなすすべもなく一時解體してしまふ。よるべき權威を失つたこの時、彼はこれまでの放蕩三昧の生き方や全くの無學を深く自省して勉學に勵むようになったといふ。^⑤韋應物の場合は一つの極端な事例であると思われるが、あまり出來のよくない高級官僚貴族の子弟が少なからず三衛などの衛官コースに籍を置いていたことは、太平廣記の次の記載からも十分にうかがうことができる。すなわち、「唐の老三衛宗玄成、邢州南和の人なり。祖は齊の黃門侍郎たり。玄成、性は粗にして猛、稟氣兇豪たり。鄉村を凌轢し、州縣に橫行す。紀王、邢州刺史と爲る。玄成、之と抗行す。李備、南和令と爲り、之を聞き、毎に階を降りて引接す。云々」（卷二六三）と見える宗玄成なる人物は前代以來の傳統的貴族勢力の在地における姿を示すとともに、祖・父の官蔭によつて三衛に入仕しながら、所定の勤務年限終了後も出身階が得られずに、三衛に長く留めおかれている存在を示すものである。^⑥さらに齋郎のなかにも國家的祭祀の當日においてすら飲酒や賭博にふけて大騒ぎする輩がいる事實が認められ、三衛と同じく官蔭を有する者に對する制度上の優遇が、個人的資質や能力を第一義と見なさない弊害を生じている。隋末李密的例に見えた「三衛は叢脞なり」といふような認識がごく一部のものではあつたとしても、貢舉制度が定着した唐代においては少なくとも隋代以上の區別がしだいに畫されるようになったと考えられる。衛官や齋郎中の劣惡な部分が顯在化してくればなおさらのことであろう。

このような衛官コースと貢舉出身とを對比した興味あるものとして、九世紀の人歐陽詹が友人にあてた書簡がある。この時期、官界への登龍門と目されるようになった進士科を志望しながら、不本意にも明經科に及第した友人鄭伯義を慰めたもので、その一部を以下にあげる。

往載を讀み前言を究むれば、則ち明經と曰う。^{つづろ}屬るに辭を以てし賦するに事を以てすれば、則ち進士と曰う。（中略）又、公侯の子孫・卿大夫の子弟をして、能く力役もて供給せしむる者を、千牛・進馬・三衛・齋郎と曰う。限るに年

月を以てし、終らば亦た之を試す。其れ成る有らば、則ち陟陞して已まず、乃ち尊とく乃ち厚し。其れ敗る有らば、則ち黜黜して已まず、乃ち戮し乃ち亡ぶ。之を取るに諸科に於て暫らく殊なるも、之を用うるに諸科に於て則ち一なり。良とに未だ即ち進士を以て賢として明經をば賢ならずとはせず。云々。（歐陽行周文集卷八「與鄭伯義書」）

衛官コースと貢舉出身とは官仕の方途を異にするが、出身階を得て官界入りすれば後は同一の昇進規準に基づくのであると云い、貢舉の法で明經、進士の別はあつても、官界入りすれば昇進に差違はあらうはずはないと云うのである。さてこの書中にあるように、經書や史書などに對する古典的教養、詩賦文章をものする文才が要求される明經・進士科出身に對して、千牛・進馬・三衛などの衛官や齋郎は祖や父が封爵號を帶び、あるいは卿（三品以上）、大夫（五品以上）の官僚であつて、その官蔭の特權によるものではあるが、いわば肉體勞働の提供者として勤務に服するものであると見なされるのである。この認識は貢舉出身により高い價值を置いたことを言外に含んでいると考えられるであらう。歐陽詹は泉州晉江の人で、貞元八年（七九八）の當地から最初の進士及第者で、當時文名の高かつた人物である。門貧の背景はなく、官蔭を用いるすべもなく、才學によつて自らの實力で郷里から最初の進士及第という名譽を擔つた彼であれば、なおさらのこと官蔭という特權による衛官からのきわめて容易な官僚化は區別して意識されたであらう。

歐陽詹と同年進士である韓愈も齋郎に關する同様な認識をもつていたことが知れる。すなわち、齋郎の職務を太學の生徒で代用しようとする動きに反對した議論に次のように示されている。

齋郎の職、宗廟社稷の小事を奉ず。蓋し士の賤なる者なり。豆籩を執りて駿^{すま}かに奔走し、以て其の官の長に役せらる。徳を以て進まず、言を以て揚げられず。蓋し其の人力を取りて其の事に備うのみ。（中略）今、夫れ齋郎の事とする所の者は力なり。學生の事とする所の者は徳と藝なり。徳藝を以て之を擧げ、而るに力を以て之を役す。是れ君子をして小人の事に服せしむ。且、國家の儒を崇め學を勸め人を誘ひ善を爲すの道に非ざるなり。云々。（昌黎先生集卷

五品以上の子及び六品清官の子から選抜される齋郎は、先に述べたように衛官と同じく規定の勤務年限を終了すれば、出身階を得て品官ポストに任ぜられるものであった。しかし、この齋郎も德行や才藝といった個人の能力とは無關係な官蔭を規準とするポストであり、國家的祭祀の雜用に使役されるところの力仕事に重點のある職務である。だから、在學中には勉學に専念して德行や才藝を養うべき太學の生徒に、齋郎の職務を代行させるなどというのははなはだ好ましくないと結論する。齋郎に對する韓愈の認識は、先の歐陽詹の衛官及び齋郎についてのそれと全くと云ってよいほど共通していることに氣附くであろう。八世紀末から九世紀初めにかけての歐陽詹と韓愈という著名な二人の衛官ないしそれに準ずる齋郎に對する認識が以上の如くであったとすれば、それは當時における常識的な衛官や齋郎に對する評價であつたと考えてさしつかえなからう。官僚化の方途としての官蔭に基づく衛官コースの評價の低下は、貢舉出身者が官界での主要な位置を占める比率の増大に一つの理由を求めることができよう。それは官僚としての人物評價の基準が次第に門資や祖父の蔭といったものから個人の資質や才能に比重が移行しつつあることを意味しよう。かくて貢舉出身官僚が主要な勢力となれば、それだけ官蔭に基づく衛官出身者の評價は相對的低下をまぬがれぬことになる。官蔭の資格をもちながら、あえて貢舉によって出身階を得ようとする傾向が後半期になって著しくなるのは周知の事實であり、官蔭入仕に對する右に述べた社會的評價と表裏の關係にあるのである。そして官蔭を放棄して貢舉に應じ、落第してやむなく再び官蔭を用いて入仕するというが如き例も生じてくる。^⑤

三 衛官と冒蔭

貢舉出身者の官界における地位が上昇するにつれ、衛官コースを含めた諸色流外からの出身者との間にますます大きな格差を生じてくるであろう。前者はエリート・コースとして、後者は下積みの官僚生活を餘儀なくされるというパターンが次第に形成されつつあったのである。しかし、それにもかかわらず、容易な官僚化への途として、諸色流外から入流し

てとにかくも品官のポストを得ることは、課役免除等の特権を享受でき、このルートへの志願者は増加の一途をたどるのである。官蔭の特権を用うるすべもなく、かといって激烈な貢舉の選抜に克ち抜くだけの學才をもち合せない、多くの庶人層のうちの官僚化志望者にとっては、このルートは大きな魅力であつたに違いない。

唐代社會の多様化に伴つて、唐初以來のステイックな律令官制では對應しきれなくなる中期以後、使職を設置するなどの現實に對應するための官制上の變質が見られることは周知の事實である。官僚構造の變質と肥大化は、それを支える實務擔當の流外・雜任等の増加を自ずと伴うであらう。九世紀頃のかような狀態について、白居易は「今は則ち官は古えに倍し、吏は官に倍す。入色者も又た吏に倍す。此れに由りて、毎歲、文武を假して筮仕する者衆く、資蔭を冒して出身する者多し。故に官は人を得ず、員は吏に充たず。是を以て争ひ求むること日ごとに至り、奸濫日ごとに生ず。(中略)(今、もし)諸色入仕者をして其の數を量省し、或いは間するに年を以てすれば、則ち士は官に乏しからざるに庶からん」(白氏長慶集卷四十六策林三十三革吏部之弊の條)と述べ、文資、文武を假託して出身階を偽り、それによつて初任官ポストを得たり、あるいは官蔭を詐稱して出身階を獲得しようとする者が存在していることを指摘している。このような官蔭の偽造や詐稱は、官蔭者に對する制度上の優遇を利用して容易に官僚化するために衛官コースに籍を置く傾向として現われている。安史の亂による傳統的貴族層の沒落、家譜の喪失が、家系を同姓の高門に附託するなどの家譜の偽造を盛んにし、官蔭有効性の及ぶ祖や父の官歴を詐稱する一助となつたことは否めないが、もはや社會的名望を失いつつある高門への系譜の假託とのみ考えれば、そこには何ら實利を伴なわないと云わねばならない。だが、假託することゝ祖、父の官歴を偽造する可能性があるとすれば、それによつて官蔭という特権を行使しうる餘地が生じるであらう。全く官蔭の特典に與る背景をもたぬ庶人層にとつて、官蔭者を優遇する衛官という制度は、あえて官蔭の偽造や詐稱をしてまでも利用する價值のあるものであつた。

大和三年(八二九)の南郊の赦文には、衛官コース、とりわけ三衛ポストにおいて制度上の特典を利用した官蔭偽稱者

の混入が進行していることを示す點で注目すべきものである。主要部分を以下にあげることにしよう。

諸色の出身、三衛最も濫たり。官蔭を假冒し、妄りに優勞を用う。補すること既に過多なれば、簡すること亦た實を失う。(中略)其れ三衛、宜しく三年は且らく補するを得ず。人數の盡くるを待ち、始めより更に補すること無かれ。有司に委ねて條流せしめ、嚴しく限制を爲せ。云々。(唐大詔令集卷七十一「大和三年南郊赦文」)

官僚となる資格を得る方途のうちで、官蔭を詐稱するなどして三衛にもぐり込んで出身資格を得ようとする者が甚だ多く、衛官の制度的たてまえがきわめて紊亂している現状をまず認めざるを得ない唐朝の立場が示される。規定の勤務年限を全うするまでもなく、國家的祭祀や皇帝即位時といった諸々の慶事のたび毎に、必ずと云つてよい程、年限短縮の恩恵に浴することが「妄りに優勞を用う」と云う語句に示されていよう。かくして、三衛に混入する者が少なからず、その選考においても官蔭詐稱などの不正が公然と看過されている大和三年前後の状態は嚴しくは正されねばならないというのが本赦令の云わんとする所である。したがって二、三年の間、三衛への新規の補任は資格のいかんを問わず停止して、本來の姿へ戻さねばならないとする。續いて翌年にも再度、全く同趣旨の三衛に對する是正の意見が具申されており、三衛への冒蔭雜入が押し止めようもない程、進行していることが判明するのである。

大和四年五月、兵部奏すらく、伏して以うに、三衛は禁署・番署に出入せる子弟にして、恭恪を期すものなり。近日頑弊にして、皆な正身に非ず。諸衛公然と資を納む。訪問したるに、亦た雇召せず。士庶蔭に假し、摺紳を混雜す。隙既に一たび開かれ、姦濫益入せり。まことに宜しく杜絶し、以て彝倫を序つづべし。其れ資蔭の三衛、並びに請うらくは停廢せんことを。冀わくは流品を清め、式に皇猷を茂んにす。敕旨して奏に依れ。(唐會要卷七十一「十二衛の條」)

このように全く同内容のものが反復して見えることは、官蔭の詐稱によって三衛に補せられるものが跡を絶たない情況がいかに根強いものかを示すものであらう。かつて拙稿において貢擧に落第しながらも幕職官に辟召される例證として言及したことがある魏邈(七六〇—八一四)という人物の二人の息子が、右に論述した三衛の内實を示す具體的な好例である。

「大唐故宣州司功參軍魏府君墓誌銘并序」（金石續編卷九）及びその夫人の「唐故宣州參軍鉅鹿魏君夫人趙氏墓誌銘并序」（同卷十一）から關連する部分について紹介すると次の如くである。魏邈の墓誌によれば「其の先は鉅鹿（河北省邢州）の人」であるが、「京兆府咸陽縣に寄居すること積代」であつて、現在では本貫地と稱する鉅鹿からは離れて居住する。祖先の家系は「頃はい祿山暴逆するに因り、鑾輿南征し、畿甸の土庶は皆な俘馘と爲る。是れ由り圖籍毀致し、舊業烟燼し、復た先人の事を知るべからず」と云い、安祿山の大亂によつて家譜を喪失して詳しくはわからなくなつたと説明を加える。判明するのは「曾祖賓、皇任隴州長史」、「祖朝隱、浮名を鄙すみ惡み、其の仕を高尙にす」という曾祖と祖であるが、父については全く觸れるところがない。彼自身は郷貢ルートから五・六度と貢舉禮部試を受験し、時には權要に賄賂までするけれども合格できず、出身資格獲得に失敗する。それでいて自己の權力機構強化を計る藩鎮の辟召に應じて幕職官のポストを獲得し、宣州司功參軍という藩鎮管下の地方官を最終官に元和九年（八一四）に没する。彼の没時における三子について同碑は「長は即ち匡贊、仲を文質と曰う。皆な三衛出身たり。季を齊貢と曰う。兗州都督府參軍に拜せらる」と記し、二子が三衛から出身資格を得ていることを知る。一方、夫人墓誌では「國、良相を命じ、諡して文貞公と曰う。枝派初めて分れるに洎び、導びくに洪源の注よりす。蘭蓀並びに振い、時に銓藻の芳と爲る。祖賓、父朝隱、皆な儒術を敦くし、諒識は弘深たり。高く園林を樂い、自ら野逸を求む」と云い、魏氏の家系を唐初の諫臣文貞公魏徵の子孫とし、祖と父は一代ずれてともに官仕せずとしている。二墓誌に記すところをつき合せてみるならば、安史の亂による家譜喪失という當時の一般的状況を口實に、貞觀の治を支えた第一の名臣魏徵の子孫に附託した家系詐稱は歴然たるものがある。二子とともに三衛を経て出身資格を得、會昌四年（八四四）の夫人没時には、匡贊は前任劍州普安縣主簿、文質は梓州永泰縣令の前任及び現任地方官である。魏邈の最終官宣州司功參軍の官品は從七品下で子の三衛入衛資格には達しない。子の世代からすれば曾祖に當る賓は隴州長史（從五品上）と稱するが、この官蔭はもはや及ばない。しかもこの官歴はすこぶる疑問で、夫人墓誌に記すごとくともに官仕していないと見るのが妥當である。とすれば、二子は家譜を偽造して

「指紳を混雜」し、官蔭詐稱である「官蔭を假冒」する存在と見なすことが妥當であろう。自らの代にはじめて官僚化を意圖して貢舉に應じながら落第を繰り返すという厳しい経験を嘗めた魏逸が、冒蔭による三衛入仕という現實に行なわれている制度的抜け道を利用して、二人の子息を三衛に入れ、そして出身資格獲得に成功したということが判明するのである。

唐朝權力がいかん士庶の區分をしようとも、その規準たる官蔭そのものが規準たり得なくなっているのが、後半期の著しい特徴であると言えよう。「士」と「庶」という身分制に基づく社會的ヒエラルキーは意味をもち得なくなっているのである。しかし、あくまでも士庶の區別に固執する唐朝權力は、官蔭所有者を優遇する本來の制度的たてまえが崩壊した以上三衛の機能を停止することで、現狀を乗り切ろうとするが、いかんせん、簡単に祖宗以來の制度の廢止は容易ではなく、唐末までとにかく制度そのものは存續していた^⑧。もっとも、衛官や齋郎の制度的たてまえと現狀との乖離、そしてそれに伴う地位の低下については、以上に言及したように唐朝權力の側にも一應の現狀認識はあった。衛官や齋郎を全廢することは不可能ではあったが、定員を削減して嚴選する對策がとられていることは、そのことと無關係ではなからう。

齋郎は長安と洛陽にそれぞれ百人以上づつ別置されていたのであるが、洛陽での國家的祭祀が廢止されたことに伴って、まず建中三年（七八二）に洛陽の郊社齋郎一百一十員の全ポストが廢され、ついで貞元元年（七八五）には同じく洛陽の太廟齋郎一百三十員の全ポストが廢された^⑨。大和八年（八三四）には衛官と齋郎のポストが大幅に減員される。具體的には、千牛、殿中省と太子僕寺所屬の進馬、そして左右金吾衛の常勤儀仗要員の合せて二百六十一員のうち、四〇パーセント強に相當する六十七員が定員削減された。三衛に關しては、毎年吏部が行う職事官採用の審査へは六十員にのみ選考参加人數を制限した。三衛の定員は五千員近いのであるから、勤務年限を終了して出身階を得られる者は非常に厳しく制限されたことになる。さらに弘文館生とともに、太廟齋郎、郊社齋郎、掌坐は合せて定員五百五十二員のところ、ちょうど四分の一の一百三十八員が削減されたのである^⑩。

ところで、大和四年の兵部奏文に見える納資による避役が盛んに行なわれている點は注目に値する。三衛は、京兆府と河南府、及びこの兩地に隣接する蒲・同・華・岐・陝・懷・汝・鄭州以外に本貫を有する場合には勤番義務が免除され、代りに一定の錢を納入する納資が認められていた。^⑧しかし勤番を義務附けられている地域に本貫を有する者までが納資によつて勤番の力役を逃がれ、單に三衛に籍を置くだけで出身資格を獲得しようとする。このような納資が既成の慣行の如く常態化して、三衛を管轄する十二衛が公然と納資を受け入れているのである。三衛が納資によつて避役するという動きは早くは大暦年間（七六六—七九）に現われている。^⑨末期に近い乾符二年（八七五）に發せられた南郊赦文にも、京兆府に本貫を有する三衛に對して資課錢を減免することが見え、本來は勤番義務のある京兆府在住の三衛が納資によつて避役している。^⑩かような納資が公認のもとに通用するようになってきた後半以降の三衛は、官蔭偽造等によつてもぐり込む傾向に拍車をかけたものと思われる。

官蔭の背景をもつ「士」身分を優遇するという衛官や齋郎の本來の制度的特典が次第に形骸化し、官蔭資格そのものも詐稱や偽造が半ば公然と通用することが少なくなくなる。一方では官蔭資格を問わない貢舉出身者の増加があり、士庶を明確に區別して把握せんとする唐朝にとつて、その甄別規準となる官蔭はもはや嚴密な規準とはなり得なくなりつつあったと云えよう。經學や文學的才能によつて猛烈な競争試験に克ち残ってくる貢舉出身者に比して、官蔭の特權により出身資格を求める者には、前者が例外なく身につけている十分な才學を必ずしもつとはかぎらず、先に例としてあげた韋應物の如き劣惡な存在すら少なからずあり得た。官蔭入仕者の修學コースである崇文館以下國學の生徒の質の低下も著しかった。「文武を習學する者」を士と規定し、^⑪經學の教養や文才が求められるのであるが、こういった尺度で見る限り、官蔭出身と貢舉出身者の差違は一般的に云つて歴然たるものがあつた。官蔭出身者を初任官に任ずる際、定員外のポストにしばらく置き見習期間を設けるべきであるという議論^⑫が出る所以である。官蔭出身者の任官前の修學機關である弘文・崇文館及び國子監六學、同じく任官前の準備段階の衛官や齋郎、これら學館や衛官などに籍を置く官蔭有資格者の質の低下

が知れよう。

四 學館への冒蔭入學

官蔭に基づく出身資格を得る方途としては、衛官コースとは別に學館コースがある。先にも少し言及したように、官蔭出仕者が初任官に任命される前の修學期間という性格をもつもので、所定の修學年限を終了して禮部の學力試験を受験する資格を與えられ、合格すれば出身資格が得られる。以下、本章では高級官僚の子弟のみが入學を許される最高アカデミーともいふべき弘文・崇文兩館の生徒を中心に、後半以後の内實の變化を考えてみたい。

弘文・崇文生が修學年限を終えて禮部試を受験する場合、「弘崇生、明經・進士と同じと雖も、其の資蔭全く高きを以て、試も亦た常例に拘わらず」という規定からもわかるように、一般の郷貢ルートからの貢舉受験者にくらべて高い官蔭に對する優遇規定が設けられ、受験科目や内容ははるかに簡單なものであった。兩館に生徒として在籍しておれば、きわめて容易に出身資格を得ることができるといふしくみになっているのである。したがって、このめぐまれた制度に乗りかかり在學中に何ら勉學に努めない者が少なからずいた。武周期の濫官政策の一環として、學館の生徒を多數齋郎に充て、南郊や封禪の儀が終了すれば直ちに彼等に出身資格を與えるということが行なわれた。このため、學館の生徒が學業を放棄してより安易な出身資格獲得に狂奔することになり、學館の存在が危ぶまれる事態に至ることがあった。すでに七世紀末において、弘文・崇文兩館の生徒について「試を課すこと既に淺ければ、技能も亦た薄し」と魏玄同が警告していることは先に言及したところである。そのやや後、唐代中期の開元二十六年（七三八）には弘文館の生徒が學業を修めず、それでいながらも容易に禮部試に合格して出身階を獲得している現状に對し、規定通りの試験を課すべしという關係官廳への指示が出ている。すなわち、貢舉に比してはるかに簡單である兩館生に對する試験すら、十分には課せられていないのである。高蔭者を正規の官僚ポストに採用する前にあって、その修學の機關であるべき弘文館や崇文館が、出

身資格を獲得するための手段と化してしまっている。兩館への入學資格は高い官蔭を必要とし、誰もが籍を置けるものではなかったにもかかわらず、官蔭詐稱による入學者が衛官コースの場合と全く同様に生じてくるのが後半期の注目すべき傾向なのである。貞元六年（七九〇）の敕文はなほだ具體的に弘文・崇文兩館の内情がはからずしも露呈しているものといえる。主要な關連部分は以下の通りである。

（貞元）六年九月、敕す。本と兩館學生を置くは、皆な勳賢胄子を選ぶ。蓋し其れをして藝を講じ家風を紹襲せしめんと欲すればなり。固より此の倖門を開き、典教を墮紊するに非ず。且、令式の内、具さに條章有り。考試の時、理として須らく精覈すべし。比おい聞くに、此の色、倖冒頗る深し。或いは門資を假市し、或いは昭穆を變易す。殊に敎化の本を虧し、但だ澆漓の風を長ず。未だ補せられざりし者は務めて闕員を取り、已に補せられし者は自然に登第す。蔭を用うることに既に已に實に乖り、藝を試すること又た皆な人に假す。誘進の方、豈に當に此くの如かるべきや。今より以後、所司宜しく式文に據りて考試し、其の升黜を定むべし。如し假代有らば、並びに法に準じて處分せよ。（唐會要卷七十七貢學下弘文崇文生舉の條）

高蔭者のみに入學を許可するという令文はいまや空文化しつつあり、「門資を假市」したり、あるいは「昭穆を變易」するといった不正入學が確實に進行している。三代以上の祖先の官品を官蔭の及ぶ祖や父にずらせたり、直系以外で高品経験のある外祖父などを祖・父と偽ったり、あるいは同姓他族の系譜に附託するなど、さまざまな形態の官蔭偽造や詐稱を行って、弘文・崇文館への入學資格を得ようとする。弘文・崇文館の生徒定員に缺員が生じると、このような資格を僞つた者までが兩館生徒の籍を求めて殺到することになる。當局を僞って資格審査を通過し、一たび在籍できれば、その後は勉學に専念せずとも修學年限さえ終了すれば禮部試を受験でき、この試験も手加減された簡單なもので、まず落第することはない。それにも自信がなければ替玉を立てて受験させることすら可能であった。寶曆元年（八二五）にも「應に兩館生に補すべきは、用うる所の蔭第、皆な門地清華にして、勳賢胄裔なり。近ごろ時に源流の或いは異なり、支屬全く疏に

して、門資を罔冒し、昭穆を變易する有り。云々」(唐會要卷五九太廟齋郎の條)という禮部からの上奏がなされているが、先の貞元六年の敕文と全く同内容が繰り返し言われている點に、弘文・崇文兩館の冒蔭入學者が後を絶たない當時の根強い傾向が明らかに示されている。官蔭の背景をもたないながら、官僚化志向の強烈な上昇過程にある庶人層の姿をここにもかいて間見ることが出来る。このような現状に對して唐朝は坐視していたのではなく、いくつかの對策策がとられてはいゐる。例えば、大和七年(八三三)には弘文・崇文兩館生徒の禮部試の替玉受験を防止するために、尙書郎二人が outward 再試験を行い、遺漏なきを期すことになった。^③ 翌八年の弘文館生徒の大幅な定員削減も、官蔭詐稱等の不正入學を防止し、嚴選主義に立ち戻そうとする努力の結果と見なすことができよう。しかし、どの程度の実效があったかは疑わしい。

最高官蔭者のための修學機關たる弘文・崇文館が右に述べたような變質を餘儀なくされつつあったとすれば、國子監六學においては同様な變質がさらに進展していたことが當然推測されるであろう。官蔭資格を必ずしも必要とせず、庶人の優秀な者の入學もごく一部ながら認められていた律學、書學、算學は、修了すればそれぞれ明法科、明書科、明算科の受験資格だけが與えられるものである。したがって、合格後に出身階を得て、さらに職事官ポストを得ても、それぞれの限られた専門ポストを歩むのみで、明經科、進士科出身者と較べれば、官界での榮達の可能性は皆無に等しい存在であった。^④ そこでこれらはさておくとして、三品ないし五品以上の官蔭資格がなければ入學が認められない國子學と太學^⑤についてみると、やはり官蔭詐稱等によるところの不正入學者が少なくなかったことが確實に認められるのである。四門館博士の職にあった韓愈が貞元十九年(八〇三)に奏請した「國子監生徒を復さんことを請うの狀」は、國子學・太學においても、弘文・崇文兩館について先述したのと同様のことが進行していることを示すものである。それによると、國子學・太學・四門學への入學が許されるべき官蔭資格をまず六典を引用して記し、ついで次のような現状認識とその對策を建議している。

右、國家の典章にして、庠序を崇重す。近日、趨競して未だ本源に復さず。公卿の子孫をして大學に遊ぶを恥じ、工

商凡冗をして上庠に處らしむ。(中略)今請うらくは、國子館は並びに六典に依り、其れ太學館は量りて常參官八品已上の子弟を取りて充つるを許し、其れ四門館も亦た量りて資蔭無く才業有る人を取りて充つるを許されよ。如し資蔭有りて學生に補せられずして學に應ずる者は、請うらくは、禮部、收試の限りに在ざらんことを。其れ新たに補せられし人の蔭を冒せし者有らば、請うらくは、法司に牒送して罪を科さんことを。(下略)(韓昌黎文集卷三十七)

官僚貴族層の子弟が官蔭という特權を利用して太學に籍を置くことを恥辱と見なして敬遠する大きな理由の一つとして、「工商凡冗」と韓愈が云う社會的身分層、すなわち「士」身分とは明確に區別されるべき庶人層が、これら國子學や太學に雜入してゐることが擧げられよう。「工商の家は士に預るを得ず」(六典卷三戸部の條)という士庶の區別に基づく身分制的官制は少なくとも學館コースにおいては後半期に至って變質しつつあったと云える。國子學や太學にもやはり庶人層が官蔭詐稱等の手段によって積極的に浸透しつつあったのである。韓愈の議論は國子學についてはその入學資格を六典の規定通りの官蔭保有者に限定せよと云い、當初への復歸を主張するものの、現實に進行している官蔭詐稱等の根強い傾向はもはや否定しようもなく、太學については常參官八品以上の子弟にも入學資格を與えるべきだと云い、その入學資格の下限を大幅に下げることが提唱せざるを得なかったのである。官蔭の特權としての實效性の低下はもはやおおうべくもないのである。

結 語

五品以上の官には官蔭の特權が生じ、その子・孫にまで官位が與えられるという制度的特權が唐代官制には設けられていた。衛官はこれら官蔭資格をもつ者から選拔されて皇帝、皇太子の衛護や儀仗の任に當てられる名譽ある地位であった。齋郎も官蔭有資格者から選ばれ國家の祭祀に關する諸事を掌るものであった。ともに規定期間の勤務を終了すれば簡單な考査を経て出身資格が與えられた。個人の才學を重視し、もっぱらその能力によって嚴選される貢舉出身者が官界

内に漸増してゆく過程で、官蔭に基づく衛官や齋郎の官僚化の方途としての地位は相対的低下をまねがれなかった。官蔭という身分制的官制上の特権に内在する、家門や祖・父の官歴を重視し、學才的能力を必須條件とはしないという特質は、あくまで賢才主義に基づく貢舉と並存しては自ずと差違を生ぜざるを得ない。かくて衛官、齋郎から出身資格を得る者が、その準備段階として課せられた規定の勤務年限は、一種の力役のごとき蔑視的な評價をうけるに至る。一方では官蔭の背景をもたぬ者が、官蔭を詐稱してまでも衛官、とくに三衛のポストを求めて殺到する状況が顯著となる。規定の勤務年限をも納資によって忌避し、貢舉のごとき卓越した才能をも必要とせず、それでいて出世は望めなくとも官僚化の可能性のある衛官や齋郎のポストは官蔭の及ばぬ六品官以下の子弟や庶人層中の官僚化志向の強いものにとっては大きな魅力であった。官蔭有資格者を優遇するという制度的たてまを逆に利用して、冒蔭による衛官や齋郎ポストへの進出が増加してくることは、後半期の社會構造の變質の一環としてとらえることができる。身分制社會を支える士身分と庶身分の嚴密な区分は、このような冒蔭の盛行によって失なわれつつあったのである。弘文館、崇文館への冒蔭入學の顯在化も同様の觀點からとらえることができる。高級官僚の子弟がやはり官蔭に基づいて出身資格を得る前の、修學機關としての制度的たてまは冒蔭入學者の激増によって、喪失していくのである。官蔭による官僚化がエリート・コースから疎外される一方、貢舉出身の地位は上昇し、出身資格を持たない禮部試の落第者、すなわち郷貢進士、郷貢明經といった存在すらが一定の社會的評價の對象として容認されることになる。新唐書卷四九上官志に「其の後、入官の路艱し。三衛は權勢の子弟に非ざれば、輒ち退番す。柱國の子、白首にして進むを得ざる者あり。流外は鄙と雖も、數年ならずして祿粟を給せらる。故に三衛は益ます賤しく、人の之に趨むくこと罕なり」と見えるごとく、官蔭有資格者ほとんど三衛からの出身資格獲得には見むきもせず、貢舉に向う趨勢となった。柱國は勳官從二品であるから、その子は制度的には驍衛以下の翊衛に入る資格がある者である。濫授により勳官の地位がはなはだ低下してしまうことは周知の事實であり、敦煌文書等にも勳官で翊衛の肩書きをもつ者を見出すことができる。前章までに繰り返し述べてきた官蔭の偽造や詐稱は勳官

に關しても多かつたものと思われる。なぜならば、軍功などによって祖、父が與えられたと稱したり、あるいは祖、父が現に帶びている勳官を數等僞つて上げたりするようなことは、きわめて廣般に庶人層にばらまかれた勳官濫授によって當局の資格審査の目を逃れる可能性が少なからずあり得たと考えられるからである。庶人層のこのような冒蔭による官僚化志向によって、三衛をはじめとする衛官コースには彼等庶人層をも多數抱え込むことになり、規定期間の勤務終了後も出身階を得られず、出身階を得て吏部銓に送られるのは年間六十人というきわめて少數に限定されたとなれば（大和八年の制限令）、官界の要職にある高位高官の子弟のみに獨占されるようになるのは當然であらう。しかも彼等は貢舉によって出身階を獲得できるほどの學才能力を持たぬ者が多かつた。その他の三衛等に籍を置く多數の者は、せいぜい下級官ポストにつくのが關の山であつた。さらに大多數は吏部銓に参加することすら出來ず、流外官としての地位に甘んじなければならなかつた。それにもかかわらず、冒蔭までして三衛にもぐり込む傾向が増大するのは、下級官であるにせよ、貢舉に較べればはるかに容易な官僚化の可能性があること、あるいは、流外官として日々の日當と數人扶持の糧食の支給を受けることとともに、公權力と結合することによって生ずるさまざまな有形無形の特權を求めてやまないなどの點にあるだらう。唐末にかけての社會的構造變化の過程で析出されてくる庶人層上層の注目すべき動勢と見なし得るであらう。かくて宋代になると、貢舉（科擧）全盛の時代となり、衛官コースの如き制度はその存在價値を全く失ひ、三衛は廢される。

最後に唐代官制における蔭と、唐の諸制度を導入して形成された我が國の奈良時代及び平安時代の律令體制下の官制における蔭の、それぞれの機能の推移について一言ふれておきたい。すなわち、唐制を模した我が國の資蔭制が官界入りのための出身資格として、律令時代も後期になるにしたがつて、ますます大きな比重を占めるに至ることが指摘せられてゐる點は、はなはだ注目に値いすると思われる。時代を同じくする唐代後半期以降における官蔭の社會的價値の著しい低下とは全く逆の現象が我が國においては進行していることを知るのである。無論、この一點のみから性急な結論を引きだすことには十分に慎重であらねばならないが、比較史的觀點からこの同時代の日中間の歴史展開を考える場合に、兩

者の歴史發展の差違という大きな問題に一つの示唆を與えるものではないかと思われるのである。

註

- ① 通典卷四十によれば、開元二十五年時の官吏總數は三十六萬八千六百六十八員で、流内官はこのうち内官二千六百二十員、外官一萬六千一百八十五員の計一萬八千八百五員にすぎない。
- ② 六典卷二吏部の條。池田溫「中國律令と官人機構」(『前近代アジアの法と社會』第一卷所收 一九六七) 所載の「階・散官・勳官・爵及諸出身階對照表」参照。
- ③ 前掲池田論文參照。
- ④ 孤中隨筆 郎官の條。
- ⑤ 通典卷四十、新唐書百官志によって一部補正した。
- ⑥ 通典、新舊兩志とも太子僕寺進馬を缺落する。今、便宜的に殿中省進馬と同項に入れておく。
- ⑦ 六典卷五兵部の條。三衛への入衛資格は六典と新唐書卷四十九百官志十六衛の條とはやや異同があるが、今は六典に従う。なお濱口重國「府兵制度より新兵制へ」(『秦漢隋唐史の研究』上巻所收 一九六六) 六八頁參照のこと。
- ⑧ 新志十六衛の條。
- ⑨ 法苑珠林卷四六思愼篇感應緣(T. T. 53 640b-641c)「唐親衛高法眼」の條に「唐雍州長安縣高法眼、是隋代僕射高須之玄官蔭に基づく三衛からの入仕を檢索し得た限りに以下に列擧する。
- 孫、至龍朔三年正月二十五日、向中臺參選、云々」とある。親衛での勤務年限を終了し、中臺(尙書省)、すなわち尙書吏部の銓衡に與かる資格を獲得して赴く陸入仕者の一例である。
- ⑩ 六典卷五兵部の條「凡左右衛之三衛、(中略) 考以五。左右衛之他職掌及左右率府之勳衛、考以六。(中略) 諸衛及率府之翊衛、考以八。考滿、兵部校試。有文堪時務、則送吏部。無文則加其年階、以本色遷授。若有才用、考內得補主帥及監門校尉直長。」三衛の勤務年限については、開元二十四年敕に「左右衛三衛及五品以上子弟、經七年。雜衛三衛、經八年。勳官、經九年。並放選與處分」(唐會要卷七四)とあり、左右衛三衛の年限が二年長くなっている。
- ⑪ 太平廣記卷二二「張瓘藏善相、與袁天綱齊名。有河東裴某、年五十三爲三衛。當夏季番、入京、至澠水西店買飯。同坐有一老人、謂裴曰、貴人。裴因對曰、某今年五十三、尙爲三衛、豈望官爵、老父奈何謂僕爲貴人。老父笑曰、君自不知耳、從今二十五日、得三品官。(下略)」
- ⑫ 龍筋鳳髓判卷三左右衛の條。

三衛出仕者	祖・父官歴	三衛出仕	初任官	最終官	卒年	出典
王行威	朝散大夫(文散)	左衛翊衛	秩滿不仕		垂拱二年	八瓊室金石補正卷三八

鄭 瞻	杜 某	梁待賓	褚承恩	楊志本	楊 鉉	鄭 某	桓彥範	陸元感	王修福	王仁皎	田靈芝	鄭 逞	徐 堅	臧懷亮	崔元周	崔文脩	李 昊	張 銳	李 紹
太常少卿	(祖)北周復州長史	冀州長史 蔣國公	(祖)幕州刺史 (?)	沔綏二州刺史 上柱國	潭州都督	荊州刺史	(祖)雍王府諮議參軍 弘文館學士	周王府文學 詳正學士	?	(贈)右僕射	(祖)定州長史	大理卿	?	(祖)靈州長史 東海公	汴州刺史 陳留縣侯	蔡州吳房縣令	(曾祖)和州刺史	號州長史	(祖)慈衛汝邢青 五州刺史
左衛翊衛	左(衛)翊衛	左(衛)親衛	右衛翊衛	右(衛)親衛	左(衛)勳衛	宿衛	右衛翊衛	宿衛	宿衛	翊衛	勳衛	左衛三衛	宿衛	左衛勳衛	宿衛出身	宿衛出身	宿衛出身	宿衛	兩宮環列之佐
坊州司倉參軍	貝州司倉參軍	伊州伊吾縣丞	文簡送天官	石州司法參軍	涼州參軍	(宗遷) 司衛寺主簿	韓王府參軍事	慶州永業府 右果毅	同州參軍	突州瑕丘縣尉	金州參軍	臨郎縣主簿	左玉鈴翊衛 (左軍衛)長史	澶州景□縣 主簿	潤州參軍	婺州武義縣 主簿	右司禦率府 兵曹參軍	伊闕縣丞	
(改)瀛州東城 縣令	袁州刺史	折衝校尉縣男	潭州都督	淄州司馬	侍中	黃州司馬	嶽嶺軍副使	太僕卿	洛州肥鄉縣丞	襄陽縣令	慶王府司馬	左羽林大將軍	蔡州吳房縣令	曹州成武縣丞	吉州刺史	太常寺丞兼江 陵府倉曹參軍	邵州長史		
永昌元年	天授三年(葬)	長壽二年	聖曆元年	長安四年	神龍二年	神龍二年	神龍三年	開元四年	開元七年	開元十年	開元十五年	開元十六年	開元十七年	?	開元二十八年	至德二年	寶應二年	貞元十三年	
芒洛家墓遺文卷上	楊盈川文集卷九	同卷六	芒洛卷中	文苑英華卷九一二	同右	張燕公集卷十八	舊唐書卷九一	古誌石華卷八	八瓊室卷五一	張燕公集卷十四	芒洛四編卷五	中州家墓遺文	李遐叔文集卷二	李北海集卷五	京畿家墓遺文卷中	同右	芒洛卷中	八瓊室卷六三	權載之文集卷二五

誌銘」。

- ⑭ 六典卷二五左右千牛衛の條、同卷二八太子左右內率府の條。
 ⑮ 六典卷五兵部の條「凡千牛備身・備身左右及太子千牛、皆取三品已上職事官子孫・四品清官子、儀容端正武藝可稱者充。五考、本司隨文武、簡試聽選。」

- ⑯ 金石萃編卷六三「唐明堂令于大猷碑」。
 ⑰ 張說之文集卷一八「唐故豫州刺史魏（叔瑜）君碑」。
 ⑱ 舊唐書卷四四職官志殿中省尙乘局的條。（新志は五員に作る）。

- ⑲ 新唐書卷四九上百官志太子僕寺の條。
 ⑳ 六典卷五兵部の條「凡殿中省進馬、取左右衛三衛（及）高陵、簡儀容可觀者補充。分爲三番上下。考第簡試、同千牛例。僕寺進馬亦如之。」舊志に「（進馬）雖名管殿中、其實武職。用資蔭簡擇、一如千牛備身」とあり、衛官であることを示す。三衛、千牛、進馬等衛官が儀仗の任に當る具體像は、章懷太子李賢、懿德太子李重潤の墓から一九七二年に發見された壁畫中の儀仗圖が大いに參考になるであろう。繪畫上の粉飾があるにしても、そこに描かれた統一された身長、着衣、武具等、そして容姿端正、體軀堂堂たるさまによって、千牛、進馬等の具體的な姿をまのあたり見ることができると。

- ㉑ 芒洛冢墓遺文三編「唐故河南府司錄參軍趙郡李（珍）府君墓官陰に基づく齋郎からの入仕の檢索し得た例を以下に擧げる。

- ㉒ 舊唐書卷一八五上權懷恩傳。

- ㉓ 權載之文集卷二六「殤孫進馬墓誌」。

- ㉔ 文獻通考卷三四選舉考任子條「止齋陳氏曰、唐制、禮部簡試太廟齋郎・郊社齋郎、文資也。兵部簡試千牛備身及太子千牛、武資也。」陳止齋とは宋の陳傅良のことである。

- ㉕ 六典卷一四太常寺の條。舊志では齋郎定員を八百六十三員、新志では八百六十二員と作る。

- ㉖ 新唐書卷四五選舉志下「凡齋郎、太廟以五品以上子孫及六品職事并清官子爲之。六考而滿。郊社以六品職事官子爲之。八考而滿。皆讀兩經粗通、限年十五以上二十以下、擇儀狀端正無疾者」。職事官六品の清官とは、起居舍人、太子司議郎、太子舍人、諸司員外郎、侍御史、祕書郎、著作佐郎、太學博士、太子詹事丞、太子文學、國子助教の諸官である。（六典卷二吏部の條）

- 六典卷二吏部の條「舊齋郎隸太常、則禮部簡試。開元二十五年、隸宗正。其太廟齋郎、則十月下旬、宗正中吏部、應試則帖論語及一大經。」同卷四禮部の條「太廟齋郎亦試兩經、文義粗通、然後補授。考滿簡試。其郊社齋郎簡試、亦如太廟齋郎。」

齋郎出仕者	祖・父官歴	齋郎出仕	初任官	最終官	卒年	出典
路太一	（祖）秦州刺史 （父）并州榆次縣令	太廟齋郎	（衛州司功參軍） 連州司戸	并州太原縣令 廣州兵曹	開元五年 同 六年	文苑英華卷九三〇 中州冢墓遺文
賈黃中	？	齋郎及第				

張承休	(祖)國子祭酒 (父)朱陽縣令	南郊齋郎	兗州兵曹	恒州刺史	同 九年(葬)	張說之文集卷二二
張孚	(祖)中書令 (父)著作郎	齋郎常選	隨州司倉	豫州鄆城縣令	同 二八年	襄陽冢墓遺文
李韜	(祖)東光令 (父)益府司倉	太廟齋郎	亳州參軍事	棣王屬	天寶七載	芒洛冢墓遺文補遺
崔孚	(祖)監察御史 (父)常州江陰令	太廟齋郎	汝州葉縣尉	湖州長城縣令	興元元年	白氏長慶集卷六〇
鄭甫	(祖)濠州刺史 (父)國子祭酒	以門資、奉 俎豆於太廟 齋郎	祕書省校書郎	舒州刺史	貞元六年	文苑英華卷九三三
盧嶠	(祖)汝州司馬 (父)絳州聞喜縣令	齋郎	陳州參軍	永州司馬	同 七年	芒洛冢墓遺文卷中
盧寂	(祖)沔普嘉三州刺史 (父)奉先縣丞	太廟齋郎	(濟州錄事參軍)	太子司議郎	同 九年	同四編卷六
韋韋	藍田尉	以門子、奉清 廟齋詞	宣州南陵縣尉	太子右庶子	元和三年	權載之文集卷二三
崔倭	(祖)大理少卿 (父)大理丞	太廟齋郎	(再任) 東陽縣主簿	戶部尚書	長慶三年	元氏長慶集卷五四
盧公則	(祖)舒州司馬 (父)吉州太和縣令	齋郎出身	夔州雲安縣尉	信州玉山縣令	大中十三年	襄陽冢墓遺文

②⑧ 通典卷一七選舉五。張鷟も武后期濫官政策との関連で三衛等のきわめて安易な入流の弊害を指摘している。すなわち、朝野僉載卷一(寶顏堂秘笈本)に「唐張文成曰、乾封以前、選人毎年不越數千。垂拱以後、每歲常至五萬。人不加衆、選人益繁者、蓋有由矣。嘗試論之。祇如明經進士、十周三衛、勳散雜色。國官直司、妙簡實材。堪入流者十分不過一二。選司考練、總是假手冒名、勢家囑請。手不把筆、即送東司。眼不識文、被舉南館。正員不足、權補試攝檢校之官。賄貨縱橫、贓汚狼籍。流外行署、

錢多即留。或帖司助曹、或員外行案。更有挽郎蓋脚、營田當屯、無尺寸功夫、並優與處分。皆不事學問、唯求財賄。是以選人冗冗、甚於羊群。吏部喧喧、多於蟻聚。若銓實用、百無一人。積薪化薪、所從來遠矣」とある。

②⑨ 王冷然の上書の時期については、岑仲勉『唐集賢疑』の考證に據った。なお嚴耕望『唐僕尚丞郎表』第二冊五七一頁参照。

③⑩ 王冷然は開元五年の進士及第、同九年の拔萃科及第である(登科記考卷六・七)。

③① 八儒に次ぐのが、制策→正字（京縣尉）→殿中侍御史→補闕

↓郎中→給事中→中書令という昇進コースである。ともかく貢舉出身から初任官としてまず校正郎・正字に就き、次いで畿縣・京縣の尉を経ることが宰相に至る榮達の必須條件となる（封氏聞見記卷三制科の條）。池田溫「律令官制の形成」（『岩波講座世界歴史』第五卷所收 一九七〇）二九八～九頁参照。

③② 上元二年（六七五）に章懷太子賢の諱を避けて崇文館と改稱。

③③ 「恐非先德行、而後言才之義」とは、「以四事擇其良。一日身、二日言、三日書、四日判。（中略）以三類其異。一日德行、二日才用、三日勞效」（六典卷二）という部銓における選授基準をふまえたものである。

③④ 舊唐書卷五三李密傳、新傳では字文述の言を「君世素貴、當以才學顯。何事三衛間哉」と作る。隋代の三衛は開皇年間に設けられ、大業初めに三侍と改稱された（通鑑卷一八三義寧元年胡注）。制度的に唐にそのまま繼承されたもので、隋代においても官蔭有資者が入仕する前の準備段階としての規定に大差はなかったと思われる。

③⑤ 韋江州集に附載する王欽臣の「宋嘉祐元年校定序」、同じく紹興年間の姚寬による「年譜」、及び唐才子傳卷四章應物の條など参照。新唐書卷七五上宰相世系表によれば、韋應物の曾祖は武后期の宰相韋待價、祖の令儀は宗正卿であり、この官蔭による三衛補任であろう。

③⑥ 舊唐書卷七六太宗諸子傳によれば、紀王慎は「永徽二年、授荊州都督、累除邢州刺史。文明元年、加授太子太師」とあり、

唐初期の七世紀後半に比定できる。

③⑦ 唐大詔令集卷七四「條貫記事詔」年月不詳

③⑧ この書簡の後半部分には「況目覩進士出身、十年二十年而終於一命者有之。明經諸色入仕、須臾而踐卿相者有之。云々」と見え、盛んに慰諭に努めてはいるが、現實には前注③①に挙げた封氏聞見記に見えるように、進士科出身がエリート・コースを歩む最たるものであった。明經科出身に比して進士科出身が最も高い評價をうけていることを示す好例を一つ示そう。唐の裴庭祐撰にかかる東觀奏記卷上に以下のごとく見える。「李珣字待價、趙郡贊皇人。早孤、居淮南、養母以孝聞。舉明經。華州刺史李絳見而謂之曰、日角珠庭、非常人也。當擢進士科。明經碌碌、非子發跡之地。一舉不第、應進士舉。許孟容爲禮部、擢上第、釋褐署河陽府推官。書判高等、授渭南縣尉。云々。」ちなみに、李珣の進士科及第は元和七年（八一二）であり（登科記考卷一八元和七年の條）、後半期の九世紀初頭には右に見たような進士科出身が明經科出身に優るといふ評價が一般化している。

③⑨ 昌黎先生集卷二二「歐陽生哀辭」、及び登科記考卷一三貞元八年の條参照。

④① この議論は韓愈が博學宏詞科に應じた貞元十年の作という割注を附すテキストもあるが、貞元十二年十月に齊郎を襲して大學生徒にその職務を代行させようとする動きがあり、太常博士裴堪の反對で取り止めになった（唐會要卷五九大廟齋郎の條）。従ってこの時になされたものかも知れない。

④② 文苑英華卷九四六「倉部郎中柏宗回墓誌銘」には「祖士良、

忠州司馬。父景、毛詩博士贈國子司業。君隨父學開元禮。咸通中(八六〇~七四)、考官第之、尙書落之。不勝壓屈、因罷。取家蔭出身。選爲州縣官、歷數任、從軍幕爲判官。云々」とある。

④② 拙稿「唐代の郷貢進士と郷貢明經」(『東方學報』京都第四十五冊 一九七三) 參照。

④③ 國家的慶事等に際して、泛階の對象として大和四年以後においても三衛の存在を示す記録は見い出すことができる。「咸通七年孝明太皇太后山陵優勞德音」(唐大詔令集卷七七)、「乾符二年南郊赦」(同卷七一)等參照。

④④ 唐會要卷一七緣廟裁制上、同卷六五太常寺貞元八年四月の條參照。

④⑤ 事物紀原卷五 九寺卿少部齋郎の條「魏始有太常齋郎。唐有太廟郊社之別。唐泊國家、其次者、太廟又補室長、郊社卽補掌坐掌次。謂之黃衣選人。祖宗以來、又以爲朝臣子弟起家之官」。要するに齋郎の規定年限を終えて吏部銓に送られる選にもれ、規定年限以上の間、齋郎に留めおかれている者を救済するポストである。先に指摘した三衛における主帥、監門校尉、直長に相當するポストである。

④⑥ 冊府元龜卷六三一銓選部條制三「(大和八年正月)兵部奏、應管左右仗千牛・僕寺殿中省進馬・左右金吾仗長上、共一百六十一員。今三色共請減六十七員。文簡武簡三衛、每年三銓、都請留六十人爲定。禮部奏、明經・弘文館生・太廟郊社齋郎掌坐等、共五百五十二人。今六色共請一百三十八人。從之。」

④⑦ 太平廣記卷三〇〇三衛の條に「開元初、有三衛、自京還青州、至華嶽廟前、見青衣婢。云々」と見え、長安での交代勤務を終

えて本貫の青州へ東歸する途路の三衛の話を記載する。青州は納資でよい地域であるが、經濟的に餘裕がなければ、實際勤務に番上することがあったことがうかがえる。

④⑧ 唐大詔令集卷一一「減徵京畿丁役等制」參照。

④⑨ 同卷七二「乾符二年南郊赦」參照。

⑤① 六典卷三戸部の條「辨天下之四人、使各專其業。凡習學文武者爲士。肆力耕桑者爲農。工作貿易者爲工。屠沽與販者爲商。(中略)工商之家不得預於士。食祿之人不得奪下人之利」

⑤② 通典卷一七洋州刺史趙匡舉選議 選人條例之一「諸以蔭緒優勞、准救授官者、如判劣惡者、請授員外官、待稍習法理、試判合留、卽依資授正員官」。

⑤③ 六典卷八門下省弘文館の條、同卷二六東宮崇文館の條參照。

⑤④ 六典卷二吏部の條「弘崇生、雖同明經進士、以其資蔭全高、試亦不拘常例」。同卷四禮部の條「其弘文崇文館學生、雖同明經進士、以其資蔭全高、試取粗通文義」。

⑤⑤ 舊唐書卷一八九上儒學傳序「及則天稱制、(中略)是時復將親祠明堂及南郊。又拜洛封嵩岳。將取弘文國子生充齋郎行事、皆令出身放選、前後不可勝數。因是生徒不復以經學爲意、唯苟希倖梓。二十年間、學校頓時廢矣」。

⑤⑥ 唐大詔令集卷七三「親祀東郊德音開元二六年正月」「如聞、近來弘文館學士(生の誤り)、緣是貴胄子孫、多有不專經業、便與及第。深謂不然。自今以後、宜一依式令考試」。

⑤⑦ 同卷二九「大和七年冊皇太子德音」「弘文崇文兩館生・齋郎、並依令式、試經畢、仍差都省郎中二人覆試、須責保全、不得輒許替代」。

- ⑤7 前注④6参照。
- ⑤8 濱口重國「魏晉南北朝隋唐史概説」(『秦漢隋唐史の研究 下巻』所収 一九六六) 八七六頁参照。
- ⑤9 六典卷二「國子監の條」參照。
- ⑥0 洪興祖「韓子年譜」に據る。
- ⑥1 前注⑤0參照。
- ⑥2 常參官とは、五品以上の職事官・八品以上の供奉官・員外郎・監察御史・太常博士の諸官を云う(六典卷二「吏部の條」)。
- ⑥3 西村元祐「唐代敦煌差科簿を通じてみた唐均田制時代の徭役制度」(『中國經濟史研究』所収 一九六八) 參照。
- ⑥4 前注④6參照。
- ⑥5 令史など常勤の書記には三人分の食糧と一日當り四十錢の菜料が支給され、番官には上番日には食料が給された。六典卷一「尚書都省の條」參照。
- ⑥6 歸田錄卷二(歐陽文忠公集所收)「唐制、三衛官有司階・司戈・執干・執戟、謂之四色官。今三衛廢、無官屬。惟金吾有一人。每日於正衙放朝、喝不坐直、謂之四色官。尤可笑也」。なお、千牛、進馬、齋郎のポストは宋代においても存続した。前注④5參照。
- ⑥7 牧英正「資蔭考」(『大阪市立大學法學雜誌』二一一 一九五五) 參照。

**A Study of How to Enter the Officialdom through
Guan-yin 官蔭 in Tang 唐 Period : especially through
the Wei-guan 衛官 post**

Hajime Otagi

In the pre-modern age, China had a perfect and unparalleled bureaucracy. This Chinese bureaucracy is, indeed, different from the modern one in many ways. One of its decisive differences is yin 蔭. Since Sui 隋 period, the selective examinations of the officials, or ke-ju 科舉, which was based on the merit system, had been executed. But so far as the government organization in Tang 唐 period is concerned, they took a principle of maintaining the status order, and the proportion that the officials through ke-ju occupied in the officialdom was extremely low in the early Tang period; the overwhelming majority were of guan-yin 官蔭 origin. They had been bound to take the post of wei-guan 衛官 and complete the fixed term, as it were, as a preparatory stage before they rose to their official rank.

Examining the contemporary estimation of the wei-guan post over the whole Tang period, we can see it fell down suddenly in the latter half of this period. That is evidently in inverse proportion to the relatively upward tendency in the estimate of those of ke-ju origin, and in other words it means the fall in the estimate of guan-yin. Even those who had the guan-yin qualification dared to aim at becoming the officials through ke-ju, while men without the guan-yin qualification managed to enter the wei guan post by a forgery of guan-yin. The guan-yin system which had aimed at the maintenance of the status order became insignificant, and on the contrary it filled the function of undermining that order. The purpose of this article is throwing light on the aspects as a period of transition in the latter half of Tang period by investigating the transformation of the constitutional function of guan-yin.